



## Ⅱ 組合員の資格の取得と喪失、関連する手続き



### 1 資格の取得

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から大阪支部の組合員の資格を取得します。

#### (1) 組合員証の交付申請 SSC

組合員の資格を取得したときは、所属所長を経由し、下表の「組合員資格取得届」等の書類を提出し（郵送送可）、組合員証の交付を受けてください。

提出書類 事由	組合員資格 取得届書 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">SSC</span>	組合員 個人番号 報告書 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">SSC</span>	年金加入期 間等報告書 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">SSC</span>	採用辞令の写し	組合員 転入届書	組合員証
新規採用	○	○	○	○		
他府県公立学 校からの転入	○	○	○	○	2部 ◎	前支部の分 ○
他共済か らの転入	○	○	○	○	2部 ◎	
期限付臨 時講師等	○	○	○	採用時からの「辞令」の写し ○		

(注) 表中の◎は共済組合所定の用紙です。

- 地方職員共済組合等からの転入者等で「辞令」が廃止されている場合は、「辞令」の写しは不要です。
- 被扶養者のある者は、別途、被扶養者の認定手続きをして下さい。 P21

☆大阪支部内での下記の異動については、所属所長からの報告が必要です。

区分	府費負担教職員 (豊能地区を含む)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員
	府費	大阪市費	堺市費	市費(注)

ア 原則、上記の区分が異なる異動の場合、組合員証番号が変わります。

#### ● 転入側の所属所

組合員証の番号を変更した後、新しい番号の組合員証を交付します。

- <必要書類> ・「組合員異動報告書」(様式第1号)  
・異動前の「組合員証等」

#### ● 転出側の所属所

- <必要書類> ・「組合員異動報告書」(様式第1号)

イ 市費から市費への異動 (注) 給与支給機関が異なる異動の場合は、資格担当へご連絡ください。  
転入及び転出の両方の所属所から次の書類を資格担当へ送付してください。

- <必要書類> ・「組合員異動報告書」(様式第1号)

ウ 上記イ以外の同一区分内の異動  
原則、報告は不要です。

#### ○ 「組合員証等」とは

「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます(以下、同様に表します)。

## 2 資格の喪失

組合員が退職又は死亡したときはその翌日、他の共済組合に転出したときはその転出した日から組合員及び被扶養者の資格を喪失します。

資格を喪失した組合員は、所属所長を通じて組合員証等を返納してください。

### (1) 組合員証等の返納

資格を喪失した組合員は、所属所長を通じて「組合員証等」を共済組合へ返納してください。

ただし、次の返納事由に該当する場合は、当該「返納先」へ返納してください。

返納事由	返納先	返納時期	備考
共済組合の他支部へ転出した場合	転出先の所属所	速やかに	—
任意継続組合員となることを希望した場合	大阪支部資格担当	任意継続組合員の加入手続時	
定年退職後に引き続き再任用職員（週38時間45分の勤務）となった場合	—	—	組合員証は継続使用

#### ●資格喪失証明書の交付

組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続きに当たり「資格喪失証明書」が必要なときは、「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を提出してください。

#### 一口メモ

組合員が資格を喪失すると同時に被扶養者も資格を喪失するので、医療機関等にかかる場合、組合員証、組合員被扶養者証等をご使用にならないようお願いします。

### (2) その他の手続き

資格を喪失した組合員は、「退職届書」、「転出届書」、「年金請求」のいずれかの手続きをしてください。

また、貸付金残高のある組合員は、償還手続きをしてください。

#### ☆期限付臨時講師等の任用期限到来時には、所属所長からの報告が必要です。

組合員証は任用期限を有効期限としています。

期限到来日の直前に「期限付講師異動報告書」等を送付しますので、下記のア又はイのいずれかの報告が必要です。ただし、満了期限前の退職や、任用期限の変更が生じた場合は「期限付講師異動報告書」等を事前に送付できませんので、共済組合までご連絡ください。

#### ア 任用期限が満了したとき

その翌日から組合員の資格を喪失しますので、所属所長を通じて組合員証等を返納してください。同時に、年金に関する手続きもしてください。

＜必要書類＞ ・「期限付講師異動報告書」及び「組合員証等」

#### イ 任用期限の更新又は臨時的任用職員から引き続き教諭に採用されたとき

「期限付講師異動報告書」を所属所長を通じて提出し、任用期限の更新等を行ってください。交付されている組合員証等については、引き続きお使いいただきます。

＜必要書類＞ ・「期限付講師異動報告書」及び更新辞令等（写し）

### 3 被扶養者の認定と取消

被扶養者は、「組合員と一定の親族関係」にあり、「主として組合員の収入によって生計を維持されている者」で、かつ、満75歳未満であることが条件となっています。

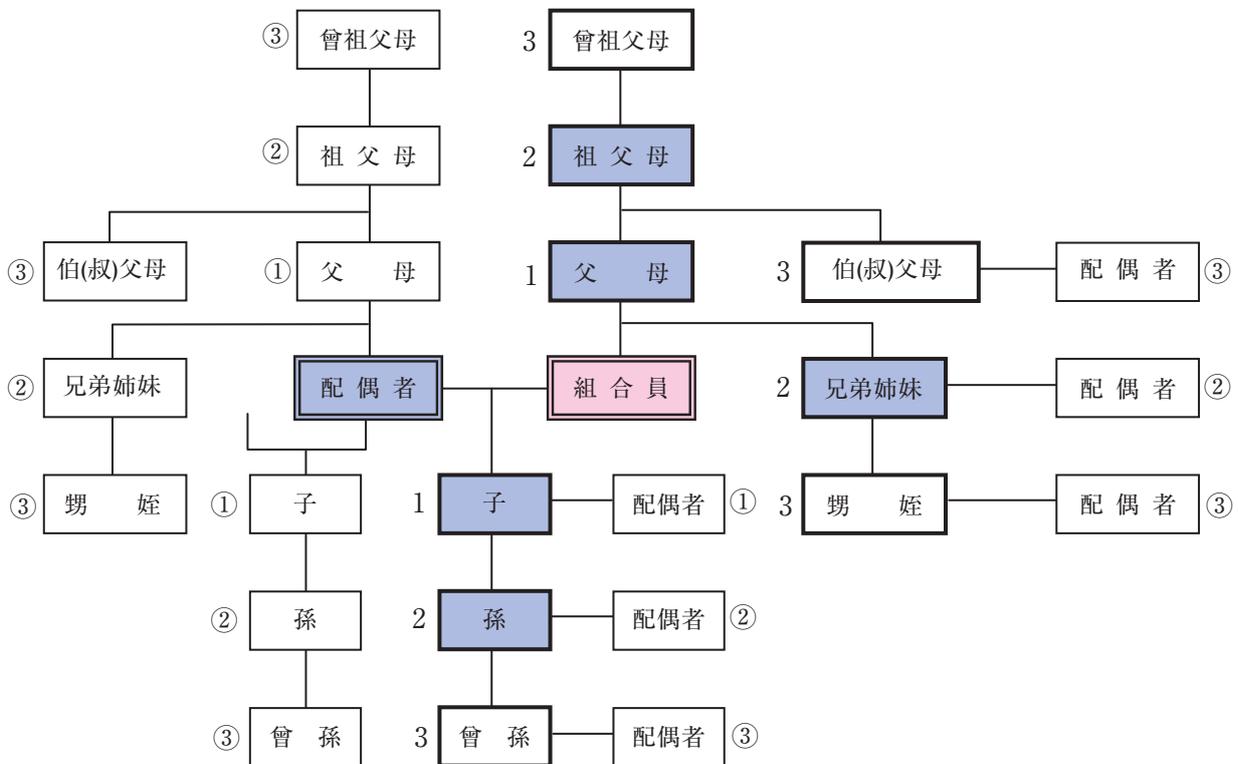
#### (1) 被扶養者の範囲について

被扶養者の認定を受ける場合、また、被扶養者の要件を欠いた場合には、所定の申請書等により手続きをしてください。

##### ア 親族関係（下表参照）

- (ア) 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、養祖父母及び兄弟姉妹
- (イ) 組合員と同一世帯に属し（ア）に掲げる者以外の三親等内の親族
- (ウ) 組合員の配偶者で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）で、組合員と同一世帯に属する者

三親等内親族表



- 血族      1~3：血族親等
  - 姻族      ①~③：姻族親等
- } 組合員と同一世帯要件あり。
- の者は、組合員との同一世帯要件なし。

## イ 生計維持関係

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資となる部分を得ている者であり、次に掲げる場合は、該当しないことになっています。

- (ア) その者に対し、当該組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けている場合
- (イ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（所得や扶養能力の有無を確認し、原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とします。）
- (ウ) 年額130万円以上の恒常的な所得がある場合。  
ただし、障がいを支給事由とする公的年金等受給者又は60歳以上の公的年金等受給者にあつては、180万円以上  
（公的年金等受給者に係る所得は、年金と年金以外の所得を合算した額です。）
- (エ) 雇用保険の失業給付を受給中の者で、その日額が3,612円以上の場合
- (オ) 満75歳以上である者

### ●被扶養者（父母等）に配偶者がいる場合の被扶養者認定する際の所得について

#### 例 1

所得額	所得限度額	認定の可否
父 58歳 給与収入150万円	130万円	×父は所得限度額を超えているので、認定できない
母 55歳 給与収入120万円	130万円	○母は所得限度額未満であるため、認定できる

#### 例 2

所得額	所得限度額	認定の可否
父 64歳 年金収入170万円	180万円	○父は所得限度額未満であるため、認定できる
母 66歳 年金収入210万円	180万円	×母は所得限度額を超えているので、認定できない

※所得限度額は年間130万円（60歳以上の公的年金受給者又は障がいを支給事由とする年金受給者にあつては180万円）

父母又はそのどちらかを被扶養者として認定する場合、所得限度額のみでなく、生計の実態、今後の継続性、夫婦相互扶助義務の観点や社会通念等を勘案して判断します。

### 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合は、組合員が認定を受ける者の生計を維持していると判断するために、認定を受ける者が生計を維持するに必要な額（認定を受ける者の所得、組合員等からの送金による収入の合計）の1/3を上回る額を組合員が送金していることが条件です。また、組合員以外の者も送金している場合は、他の者よりも組合員の送金額が多いことが必要です。

なお、認定を受ける者が組合員以外の者と同居している場合等は、送金額のみでなく生計の実態を見た上で判断します。

## (2) 所得の考え方

共済組合における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく、年間における恒常的な収入の総額をいいます。

収入とは、公的年金（共済年金、国民年金、厚生年金等）、個人年金、恩給、扶助料、企業年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険など将来にわたるすべての恒常的収入をいいます。

なお、所得税法上非課税となる遺族年金、障害年金等も恒常的収入に含まれます。

事業、不動産及び農業所得等の事業所得等については、確定申告書及び収支内訳書を参照し、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を控除して得た額で判断します。

確定申告における税法上の控除対象とは異なります。

区 分	共済組合が必要経費として認められるもの
事業所得	売上原価、地代家賃、水道光熱費、通信費、利子割引料、修繕費、貸倒金
不動産所得	地代家賃、水道光熱費、修繕費、借入金の支払利子、火災保険料、貸倒金
農業所得	種苗料、肥料費、農業衛生費、修繕費、動力光熱費、利子割引料、地代・賃借料

※ 必要経費として認められないもの

租税公課、減価償却費、給料賃金、広告宣伝費、消耗品費、接待交際費、農具費等

## (3) 被扶養者の認定手続きについて SSC

被扶養者の要件を備えていれば、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて所属所長を経由して共済組合（資格担当）へ提出してください。

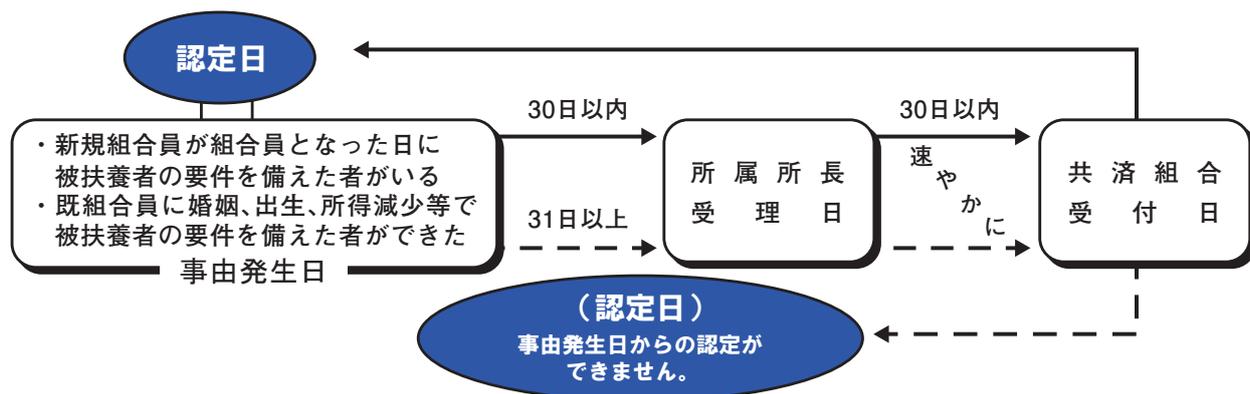
なお、扶養手当を受給できる場合は、あらかじめ所属の校・園等において、扶養手当の申請手続きをしてください。

### ア 申告書の提出と認定日の関係

扶養の事実が生じた日（出生日、婚姻日等）から30日以内に、「被扶養者認定・取消申告書」と必要書類  を所属所長経由で共済組合（資格担当）へ提出してください。

所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は事由発生日から認定することができません。

——事由の生じた日の翌日から30日以内に！——



(注意) 事由発生日から認定日前までの医療費が全額自己負担となる場合があります。

### イ 被扶養者の認定に必要な書類

次のページの「被扶養者の認定書類一覧表」及び「事実発生の事由ごとに必要となる追加書類」を参照し、必要な書類をそろえてください。

認定の理由、提出時期によっては添付書類が異なります。内容により書類の追加提出を求めることもあります。

詳しくは所属所の事務担当者又は共済組合（資格担当）へ問い合わせてください。

〈被扶養者の認定書類一覧表〉

被扶養者区分 添付書類 (○は共济所定の用紙です。)	扶養手当受給者			扶養手当非受給者	
	配偶者	22歳の最初の年度末までの子、孫及び弟妹	60歳以上の父母及び相父母	年金受給者	年金受給者以外の者
○「被扶養者認定申告書」 <b>SSC</b>		○			○
○「被扶養者個人番号報告書」 <b>SSC</b>		○			○
「扶養親族届」・「扶養手当認定通知書」等の扶養手当が承認された事の確認可能な書類の写し <b>SSC</b>		○		/	
○「扶養事情説明書」(18歳までの者は不要)		○			○
認定申告の対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」(市区町村発行のもの)(18歳までの者は不要)		○ 写しで可			○ 原本が必要
認定申告の対象者の○「給与支払見込証明書」(雇用先の証明が必要)		△	(パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要)		
認定申告の対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕(「年金改定通知書」等の写し)		△	年金を受給している場合に必要	○	/
認定申告の対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及び「年金に関する証明書」〔注2〕	/	△	認定申告の対象者に配偶者がいる場合に必要		
生計費の送金等が確認できる書類又は○「送金に関する申立書」		△	認定申告の対象者が別居している場合に必要 		
○「国民年金第3号被保険者資格取得届」〔注3-1〕及び「年金手帳」の写し又は「基礎年金番号通知書」の写し〔注3-2〕	○	/			△ 配偶者の場合に必要
扶養義務者全員を確認できる書類(「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本等」)〔注4〕					○
二人扶養義務者が合	扶養義務者全員の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注2〕 扶養義務者となる者が当共济組合で扶養認定されている又は当共济組合員である場合は不要。				○
	○「扶養していないことの証明書」等〔注5〕(雇用先での証明が必要)				○
	○「扶養委任連帯同意書」(組合員の子を認定する場合は不要)				○
上記の書類と併せて23ページの「事実発生の事由ごとに必要となる追加書類」を提出してください。					

※表中の○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要書類又は認定時に事情を確認する必要があると判断した場合に提出を求められることがある書類を示します。

- 〔注1〕 市区町村が証明する「課税(所得)証明書」又は「非課税証明書」。  
所得について、事業、不動産、農業所得、株等の譲渡収入等がある場合は「確定申告書」の控(税務署の受理印があるもの)及び「収支内訳書」のそれぞれ写しを提出してください。
- 〔注2〕 恩給・国民年金・厚生年金、企業年金・共济年金及び個人年金等(障がいや遺族を支給事由とする年金も含む)を受給している場合、決定、改定された年金額を確認するため、次の書類等を提出してください。  
(1)「年金証書」(「決定(裁定)通知書」)の写し、又は、裁定庁が交付した年金の見込額に関する書類  
(2)最新の「改定通知書」の写し、又は「振込通知書」(送金案内書)の写し
- 〔注3-1〕 認定申告の対象者である配偶者が20歳以上60歳未満の場合に必要です。
- 〔注3-2〕 紛失して添付できないときは、○「年金手帳再交付申請書」を提出してください。
- 〔注4〕 組合員の配偶者又は実子を扶養する場合は、「戸籍抄本」又は「住民票(扶養義務者全員との続柄を確認できるもの)」を添付書類とすることが可能です。  
**ただし、組合員との続柄及び他の扶養義務者の有無を確認できる場合に限り、(子を認定申告する場合、組合員が世帯主でなければ、住民票では組合員と当該子との関係は確認できません。)**
- 〔注5〕 組合員以外の扶養義務者で給与所得がない等の方は、健康保険証(社会保険、国民健康保険等)の写し(その扶養義務者欄が判るように)を提出してください。

・ 事実発生の事由ごとに必要となる追加書類

事実発生の事由		事由発生日	添付書類
離職	公務員を退職した場合	退職日の翌日	退職辞令の写し
	民間会社、私立学校等を退職した場合		下表A又はBの該当する書類
	期限付講師等の任用期限が満了した場合		下表C又はDの該当する書類
事業を廃業した場合		廃業日の翌日	「個人事業の廃業等の届出書」の写し (税務署の受理印があるもの)
雇用保険の受給が終了した場合		受給期間最終日	下表A「受給終了」の書類
「失業者の退職手当」の受給が終了		の翌日	下表C「受給終了」の書類
婚姻により被扶養者を認定する場合		婚姻日	「婚姻届受理証明書」の写し、「戸籍謄本」 の写し又は「戸籍抄本」の写し
任意継続被保険者の資格を喪失した場合		任意継続被保険者資格喪失日	「資格喪失証明書」 又は「資格喪失連絡票」
扶養変更		被扶養者資格喪失日	「資格喪失証明書」(「資格喪失連絡票」) 又は取消日が記載された「健康保険証」の写し
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の 父母等)を認定申告する場合	同居した日	組合員の世帯全員を証明した「住民票」
	同居をしたのを機に申告する		
組合員が資格取得した時、扶養すべき家族 等がいて、その家族等を申告するとき		組合員資格取得 日と同一日	当該家族等の資格取得前の保険証の写し

<表A>

雇用保険に加入していた場合

雇用保険の受給状況	添付書類
待機中	「雇用保険被保険者離職票1・2」の写し 又は「雇用保険受給資格者証」の写し
受給中(日額3,612円未満)	「雇用保険受給資格者証」の写し
受給終了	「雇用保険受給資格者証」の写し (“受給終了”が印字された後に写しをとる)
「離職票」の交付を希望しない場合	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
受給期間延長の手続きをした場合	「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し

<表B>

雇用保険に未加入であった場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用主が証明する「退職証明書」</li> <li>・ 退職月の直近2～3か月分の「給与明細」の写し (雇用保険料が控除されていないことを確認します。 ただし、「退職証明書」に雇用保険に未加入であった旨の 記載がある場合は、「給与明細」の写しは不要です。)</li> </ul>
---

☆ご注意ください!  
所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は、事由発生日から認定することができません。 

<表C>

勤続期間が1年以上あった場合で、「失業者の退職手当」を申請する場合

「失業者の退職手当」の受給状況	添付書類
待機中	「失業者の退職手当受給資格証交付申請書」の写し 又は「失業者の退職手当受給資格証」の写し
受給中(日額3,612円未満)	「失業者の退職手当受給資格証」の写し
受給終了	「失業者の退職手当受給資格証」の写し、及び 「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し

<表D>

勤続期間が1年未満であった場合、又は「失業者の退職手当」を申請できない場合

期間満了を発令した「通知書」の写し
-------------------

#### (4) 被扶養者の要件を欠いたとき SSC

被扶養者が就職、死亡、扶養変更、又は所得限度額の超過等により認定の要件を欠いた場合は、「被扶養者取消申告書」に「組合員被扶養者証」と取消事由及びその発生日が確認できる書類（下記取消時の必要書類参照）を添付の上、遅滞なく取り消しの手続きをしなければなりません。

被扶養者の要件を欠いた日以後に診療等を受けたときは、医療費等が全額自己負担になる場合がありますので、取消手続きは速やかに行ってください。

なお、取消しする被扶養者が「高齢受給者証」等の交付を受けているときは、取消手続き時に併せて共済組合（資格担当）へ返納してください。

また、取消しする被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、25ページ（6）国民年金第3号被保険者資格の取得と喪失を参照し、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を併せて共済組合へ提出してください。

#### ・取消時の必要書類

取消の事由		事由発生日	添付書類
就職、新たに保険組合（健康保険）へ加入 <span style="color: red;">【注1】</span>		就職日（健康保険加入日）	加入した保険組合の「健康保険証」の写し 又は、事業主の「採用辞令」の写し、又は「就職証明書」の写し（在職証明書・身分証明書は不可）
所得限度額の超過	給与、事業の収入 （年間130万円以上又は月額108,334円以上） <span style="color: red;">【注2】【注3】</span>	<span style="color: red;">【注2】参照</span>	給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等
	雇用保険の失業給付を受給（日額3,612円以上）	雇用保険受給開始日	「雇用保険受給資格者証」の写し
	年金収入（障害年金受給者又は60歳以上の公的年金等受給者は年間180万円以上） <span style="color: red;">【注4】</span>	<span style="color: red;">【注4】参照</span>	最新の年金額がわかる通知書の写し 年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し
婚姻		婚姻日	「婚姻届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
死亡		死亡日の翌日	市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し 「戸籍謄本」（「戸籍抄本」）の写しのうち、いずれかの一つ。
別居		別居した日	「住民票」
離婚		協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	「離婚届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消 <span style="color: red;">【注3】</span>			「申立書」（取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日（将来の日は不可）等を明記してください）

【注1】 雇用先で保険組合（健康保険）に加入する場合は、アルバイト及びパート等といった勤務形態及び収入の如何にかかわらず取り消しとなります。

【注2】 雇用された時点で年間の所得額が130万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取り消すこととなります。（アルバイト及びパート勤務等の短期間被雇用者にも月々の所得が4か月以上引き続いて108,334円以上になることが見込まれる場合に適用）

また、アルバイト及びパート勤務等の短期間被雇用者で、月々の所得が認定限度額108,334円（130万円÷12月）を境に変動している場合は、結果的に4か月以上引き続いて給与月収が108,334円以上になったとき、最初に108,334円を超えた月から4か月目の初日を取消日として認定を取り消すこととなります。また、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、年間の所得額が130万円を超えた場合は超えた月の初日で認定を取り消すこととなります。

【注3】 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求めることもあります。

【注4】 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」を受領した日（通知書に示された日付の1週間後）をもって取り消すこととなります。

●取消による被扶養者の資格喪失証明について

他の健康保険への加入手続きに当たり「資格喪失証明書」が必要な方は、取消手続き時に申し出てく  
ださい。(郵送で書類を送付される場合は、その旨のメモ等をそえてください)

(5) 「高齢受給者証」の交付と返納 

高齢受給者証の交付対象者が被扶養者の認定を受けたとき、又は「高齢受給者証」の交付の対象と  
なる年齢に達したときは、「高齢受給者証」が交付されます。

ただし、「後期高齢者医療制度」の被保険者となったとき、組合員が資格を喪失したとき、被扶養  
者が認定を取り消されたときは、「組合員被扶養者証」とともに速やかに共济組合（資格担当）へ返  
納してください。

(6) 国民年金第3号被保険者資格の取得と喪失

65歳未満の組合員の配偶者で、扶養認定されている20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、すべて国  
民年金第3号被保険者の資格を取得することになります。その保険料は、共济組合が拠出金を負担し  
ますので、個々に保険料を納める必要はありません。

また、認定要件を欠いた20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が国民健康保険に加入する（国民年金以  
外の年金制度に加入できない）場合、国民年金加入（国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保  
険者への変更）の手続きが必要となりますので、お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをし  
てください。

(国民年金被保険者の種類)

種 類	対 象 者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、3号被保険者を除く）
第2号被保険者	共济組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

— 国民年金第3号被保険者にかかる各種手続きの方法 —

組合員の被扶養配偶者（第3号被保険者）となる場合、共济組合が被扶養配偶者に代わって年金事  
務所に届出します。

次の事由に該当したときは、被扶養者の認定・取消、住所変更等の手続きと併せて共济組合（資格  
担当）へ必要書類を提出してください。

事 由	提 出 書 類
配偶者が被扶養者に認定されたとき ・提出は20歳以上60歳未満の配偶者 ・被扶養配偶者が20歳に達したとき	◎「国民年金第3号被保険者資格取得届」及び 年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し
20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に 住所変更があったとき	◎「国民年金被保険者住所変更届」及び 年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し
被扶養配偶者の氏名・生年月日・性 別の変更又は訂正するとき	◎「国民年金第3号被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」 び年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し
被扶養配偶者が年金手帳又は基礎年 金番号通知書を紛失しているとき	◎「年金手帳再交付申請書」
被扶養配偶者の認定を下記の事由で 取り消すとき ・【収入超過】（雇用保険受給開始、 パート等による超過） ・【離婚】	◎「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」
被扶養配偶者が死亡したとき	◎「国民年金第3号被保険者死亡届」

◎は所定の用紙です。

一口メモ

被扶養者の取消手続きを行った後は共济組合員の被扶養者でなくなりますので、医療機関等にか  
かる際は健康保険（保険者）が変わったことを申し出てください。

### (7) 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児医療費や障害者医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要となります。 

## 4 組合員証等の記載事項又は金融機関口座を変更したとき

記載事項や金融機関口座に変更があったときは、次により手続きしてください。

変更内容	提出書類	組合員証記載事項 変更申告書 <b>[注1]</b>	戸籍抄本	人事記録 カードの写し	「組合員証」等
氏 名 変 更		◎	○ <b>[注2]</b>		○
生年月日・性別の訂正		◎	○		○
資格取得年月日の訂正		◎		○	○
住所の変更 <b>[注3、4、5]</b>		◎			
金融機関口座の変更		◎			

表中の◎は共済組合所定の用紙です。

**[注1]** 被扶養者に変更があるときは、◎被扶養者証記載事項変更申告書と添付書類を提出してください。

**[注2]** 結婚による改姓の場合は、「婚姻届受理証明書」に代えることも可能です。

**[注3]** 住所変更について、府費負担教職員、大阪市費負担教職員及び堺市費負担教職員は、申告書の提出は不要です。

**[注4]** 組合員証等カード裏面の住所欄に新住所を自署してください。当該欄に新住所を記載するスペースがなくなった場合、住所記載シールを貼付し新住所を自署してください。

**[注5]** 住所変更時、被扶養配偶者がいるときは「国民年金被保険者住所変更届」等を提出してください。 

## 5 組合員証等の再交付を必要とするとき SSC

組合員証等の再交付を受けるには、次により手続きしてください。

事 由	提出書類	再交付申請書	「組合員証」等
① 紛失・盗難等		◎	
② 汚損のため使用不能		◎	

表中の◎は共済組合所定の用紙です。

○事由①の場合は、必ず警察に届けた後に申請してください。

○事由②の場合は、組合員証等と交換の上、交付されます。

## 6 介護保険第2号被保険者資格の取得又は喪失の届出

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者の方は、介護保険第2号被保険者となっていますが、次のような事例に該当した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」の提出をしてください。

事 例	届出内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>海外日本人学校へ派遣されたり、長期自主研修で、海外に居住することとなり、国内に住民登録がなくなったとき</li> <li>身体障がい者療護施設等に入所したとき</li> </ul>	喪失	「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」
<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国し、国内に住民登録したとき</li> <li>身体障がい者療護施設等から退所したとき</li> </ul>	取得	「介護保険第2号被保険者資格取得届書」

※「喪失届書」、「取得届書」の提出を忘れた場合は、介護掛金の過不足が生じたりしますのでご注意ください。

## 7 任意継続組合員になることを希望するとき

退職後に任意継続組合員になることができます。 